

2 循環型社会の確立

ごみの減量

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
市民一人あたりのごみ排出量 (g/人・日)					
982	874.1 	883.8 	888.9 		845
達成度 (%)	96.7 	95.6 	95.1 		100
マイバッグの使用率 (%)					
10.6	30.6 	28.7 	29.1 		50
達成度 (%)	61.2 	57.4 	58.2 		100
フリーマーケットの来場者数 (人/年度)					
370	710 	599 	740 		1,500
達成度 (%)	47.3 	39.9 	49.3 		100

● ごみの発生抑制 (リデュース) の推進

《可燃ごみ「有料化」の実施》

ごみの減量や分別等の資源化を進めるため、平成17年10月から可燃ごみの「有料化」を実施しています。ごみ処理費用の一部が上乗せされた、市が指定する袋 (指定袋) を使ってごみを排出することで、ごみの排出量に応じた負担の公平化を図る「受益者負担」の考え方を採用しています。

平成25年度の可燃ごみの排出量は、24,249.8トン (11 ページ参照) となっており、有料化実施前の平成16年の33,224.3トンと比べて27.0%のごみ減量が図られています。

「指定ごみ袋」の料金

家庭用		事業用	
10リットル	8円 (10枚セット80円)	45リットル	40円 (10枚セット400円)
20リットル	17円 (10枚セット170円)	70リットル	62円 (10枚セット620円)
30リットル	26円 (10枚セット260円)	90リットル	79円 (10枚セット790円)
45リットル	40円 (10枚セット400円)		
90リットル	79円 (5枚セット395円)		

指定ごみ袋の売上 (可燃ごみ処分手数料)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
手数料 (円)	142,738,735	180,515,335	181,324,420	178,829,755	175,623,310
年度	H22	H23	H24	H25	H26
手数料 (円)	172,471,650	169,095,330	171,492,275	179,483,145	

《ごみ減量化啓発ちらし「舞鶴市ごみNEWS」の発行》

一年間のごみ排出量や、指定ごみ袋の収入（可燃ごみ処分手数料）の使い道、ごみを減らす方法などを記載した啓発ちらし「舞鶴市ごみNEWS」を発行しました。

新聞折り込みや市役所の窓口で配布するとともに、その他の啓発の機会にも利用して、ごみの減量の呼びかけを行っています。

● 再使用（リユース）の推進

《再生品の展示・提供（随時）＝リサイクルプラザ》

粗大ごみの中でまだ使える家具等を再生し、2カ月ごとに展示して希望者に抽選で有償提供しています。毎回約100点を展示・提供。

- ・ 展示期間 偶数月（2・4・6・8・10・12月）の1カ月間
- ・ 申し込み期間 展示している月の平日（8時30分から16時30分）
／ 第三日曜日（13時から16時30分）

《子ども服の展示・提供（随時）＝リサイクルプラザ》

子ども服の展示・提供のブースを設置しています。

子どもの成長等で不要となった子ども服を市民の皆さんから提供いただき、必要としている方に無償でお譲りしています。常時、100点を展示。

《「ゆずります、もらいます」コーナーの開設（随時）＝リサイクルプラザ》

家庭で不要になった家具や電化製品などを掲示板に張り出し、ほしい人に提供する「ゆずります、もらいます」のコーナーを設置しています。

備え付けの掲示用カードに品物等を記入し、3カ月間掲示し、掲示板を見たゆずりたい人と、もらいたい人が直接やり取りしています。

《フリーマーケットの開催（不定期）＝リサイクルプラザ》

家庭で不要になった衣類、雑貨、日用品などをごみとして捨てるのではなく、安価で売買する機会としてフリーマーケットを開催しています。

例年、年2回開催し、毎回約25店の出店があります。平成25年度は6月、11月に開催しました。



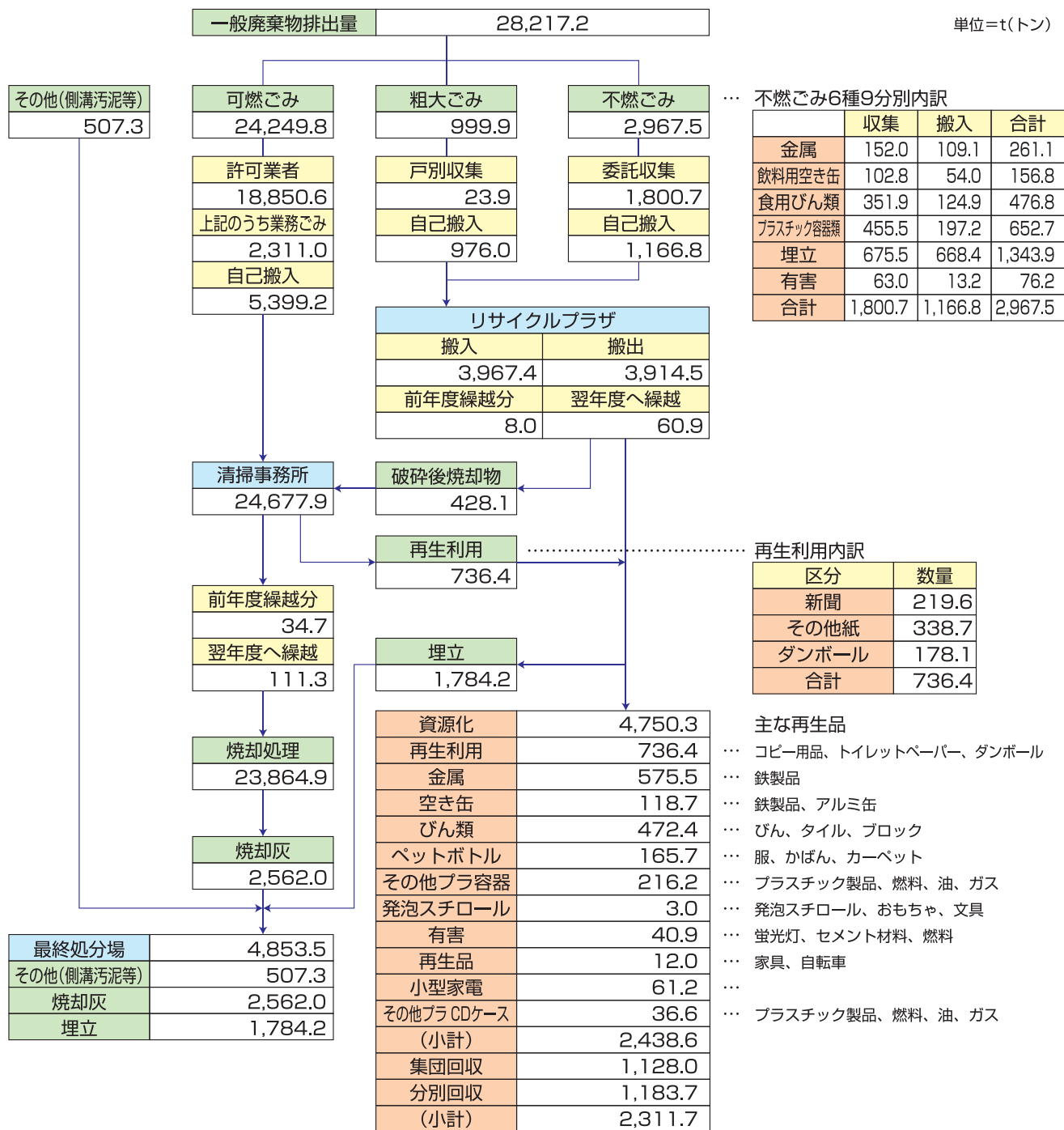
フリーマーケット

《リサイクル教室の開催（不定期）＝リサイクルプラザ》

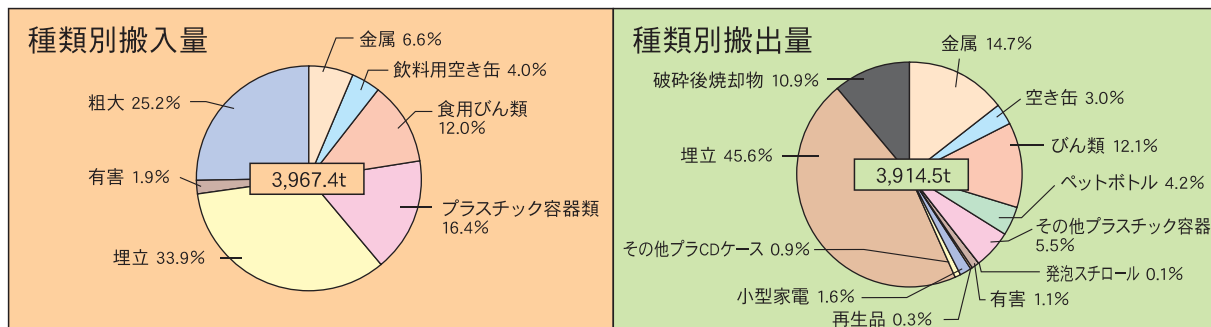
粗大ごみとして持ち込まれた家具等の木製品を材料にした再生工作教室を開催しています。平成25年度は6月、8月、12月の3回実施しました。

2 循環型社会の確立

平成25年度 一般廃棄物（ごみ）の搬出入区分図



リサイクルプラザ



ごみ排出量の推移

区 分	単位	H17	H18	H19※6	H20	H21	H22	H23※6	H24	H25
可燃ごみ (事業系含む)	収 集	24,574.3	21,272.3	20,958.2	20,587.2	20,223.8	19,382.8	19,509.2	19,137.8	18,850.6
	自己搬入	4,629.1	4,395.1	5,025.6	5,349.0	5,495.8	5,324.1	5,254.5	5,172.3	5,399.2
	計	29,203.4	25,667.4	25,983.8	25,936.2	25,719.6	24,706.9	24,763.7	24,310.1	24,249.8
不燃ごみ	収 集	2,512.2	2,438.7	2,324.9	2,190.1	2,074.8	2,093.4	1,936.6	1,909.3	1,800.7
	自己搬入	789.1	832.6	921.1	922.5	939.9	966.0	944.4	1,128.9	1,166.8
	計	3,301.3	3,271.3	3,246.0	3,112.6	3,014.7	3,059.4	2,881.0	3,038.2	2,967.5
粗大ごみ	収 集	28.5	25.8	21.8	21.7	19.1	18.3	16.9	17.7	23.9
	自己搬入	851.6	975.3	672.0	649.8	645.9	702.9	768.5	992.3	976.0
	計	880.1	1,001.1	693.8	671.5	665.0	721.2	785.4	1,010.0	999.9
ごみ排出量 合 計	収 集	27,115.0	23,736.8	23,304.9	22,799.0	22,317.7	21,494.5	21,462.7	21,064.8	20,675.2
	自己搬入	6,269.8	6,203.0	6,618.7	6,921.3	7,081.6	6,993.0	6,967.4	7,293.5	7,542.0
	計	33,384.8	29,939.8	29,923.6	29,720.3	29,399.3	28,487.5	28,430.1	28,358.3	28,217.2
人 口 ※1	人	93,192	92,529	91,831	91,498	90,695	89,899	88,869	87,909	86,967
世 帯 数 ※1	世帯	39,853	39,943	40,136	40,479	40,531	40,500	40,262	40,148	40,270
1人1日 当たりの 排 出 量	可燃ごみ	858.5	760.0	773.1	776.6	776.9	753.0	761.3	757.6	763.9
	不燃ごみ	97.1	96.9	96.6	93.2	91.1	93.2	88.6	94.7	93.5
	粗大ごみ	25.9	29.6	20.6	20.1	20.1	22.0	24.1	31.5	31.5
	計	981.5	886.5	890.3	889.9	888.1	868.2	874.1	883.8	888.9
1日当たり排出量		91.5	82.0	81.8	81.4	80.5	78.0	77.7	77.7	77.3
中間処理に係る資源化量※2		2,965.5	3,054.7	2,982.8	2,847.3	2,711.6	2,645.9	2,436.4	2,511.0	2,438.6
集団回収量※3		1,023.4	1,284.4	1,362.0	1,551.2	1,416.6	1,360.2	1,167.5	1,152.7	1,128.0
分別回収量※4		1,082.3	2,105.3	1,983.4	1,797.6	1,598.6	1,489.0	1,404.8	1,286.1	1,183.7
リサイクル率※5	%	14.3	19.3	19.0	18.7	17.7	17.5	16.2	16.1	15.6

※1 人口・世帯数は各年度末人口・世帯数(外国人含む)。

資料 市生活環境課

※2 資源化量には集団回収分は含まない。

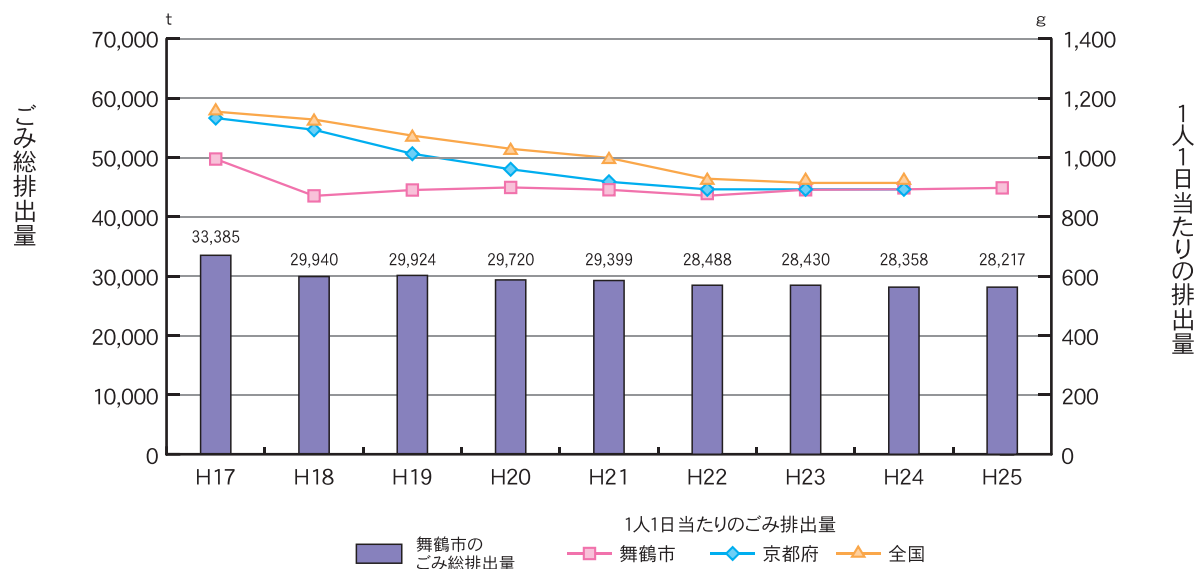
※3 集団回収は古紙類、繊維類、アルミ類。

※4 分別回収は古紙で平成17年9月から実施。

※5 リサイクル率=(中間処理に係る資源化量+集団回収量+分別回収量)/(ごみ排出量+集団回収量+分別回収量)

※6 閏年(平成19年度、平成23年度)は、1年を366日として計算。

1人1日当たりの排出量の推移



資料 市生活環境課

2 循環型社会の確立

リサイクルの推進

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
リサイクル率 (%)					
14.3	16.2 	16.1 	15.6 		25
達成度 (%)	64.8 	64.4 	62.4 		100
紙類資源化量 (t-年度)					
2,958	3,373 	3,165 	2,988 		5,000
達成度 (%)	67.5 	63.3 	59.8 		100
マイ・リサイクル店の認定店舗数 (店)					
22	25 	25 	24 		35
達成度 (%)	71.4 	71.4 	68.6 		100

● ごみ分別の徹底

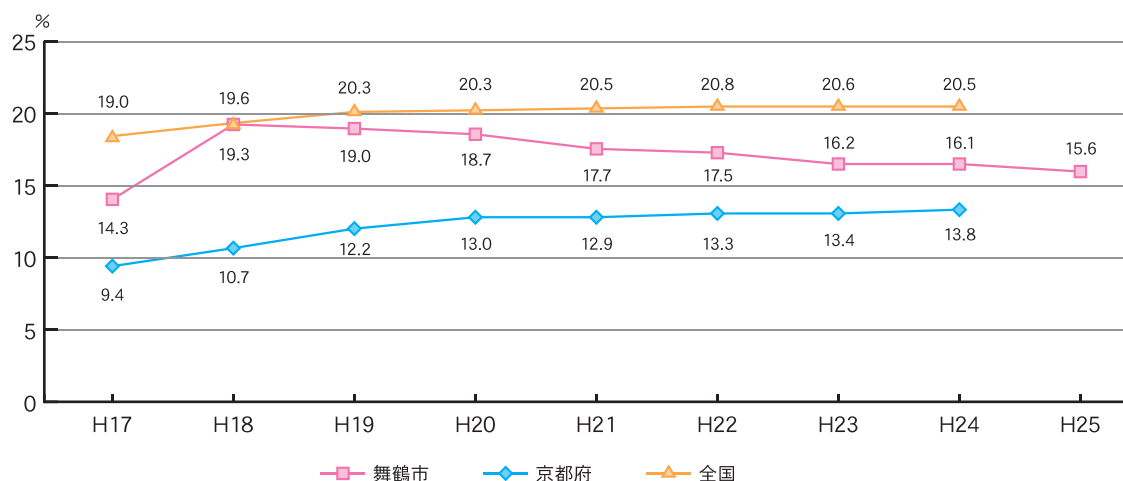
《不燃ごみ「6種9分別」の実施》

平成10年5月、3分別で収集していた不燃ごみを、リサイクルプラザの稼働に合わせて、6種9分別に細分化する収集を開始しました。

以来、各自治会から集積所に分別指導員を配置いただき、市民一体となって、分別の徹底を行っています。

平成25年度のごみ排出量全体のリサイクル率は、15.6%でした。

リサイクル率の推移



資料 市生活環境課

《「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」の発行》

平成10年の不燃ごみ6種9分別収集開始に合わせ、毎年一回、不燃ごみの収集日程や分別方法を案内する「ごみ収集カレンダー」の発行を始めました。

平成24年度からは、可燃ごみ、不燃ごみ両方の分別や排出方法、ごみ処理に関連する制度を紹介するページを拡充するなどして、「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」として発行しています。



「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」を見れば、ごみの分け方や出し方が、よく分かるよ。一度読んでみて、ごみの減量とリサイクルに協力してね！

● 紙ごみリサイクルの推進

《古紙分別収集の実施》

平成17年10月の可燃ごみ有料化と同時に、これまで可燃ごみとして排出されていた古紙の分別収集を開始しました。月一回の不燃ごみの収集にあわせて、古紙を3分別（段ボール、新聞、その他の紙）で回収しています。

平成25年度の回収量は、清掃事務所への直接搬入分とあわせて1,920トンでした。

《古紙等資源回収報奨金》

ごみの再利用を促進し、その減量化を図るため、資源として再利用できる古紙などの集団回収活動を自主的に行う自治会や子供会などの団体に対して、1キロあたり3円（廃食油は1リットルあたり5円）の報奨金を交付しています。

平成25年度では、70団体で1,128トン（廃食油は2,497リットル）が回収・再利用されました。

● マイ・リサイクル店の拡充

《マイ・リサイクル店認定制度》

ごみの発生抑制や再生利用の促進に積極的な小売店を「マイ・リサイクル店」として認定し、広報することで、ごみの減量化を図ろうとする制度です。現在、24店を認定しており「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」等により店舗の取り組み等を紹介しています。

● 生ごみ堆肥化の促進

《生ごみ処理機購入費補助金》

家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を図るため、生ごみ処理機の購入者に、購入価格の2分の1（限度額2万円）の補助金を交付しています。

平成25年度は、18台の処理機の購入に補助金を交付しました。

2 循環型社会の確立

《生ごみ堆肥化容器購入費補助金》

家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器、EMぼかし容器）を購入する人に対して、購入価格の2分の1（限度額4千円）の補助金を交付しています。

平成25年度は、26基の容器の購入に補助金を交付しました。

● 廃食用油（使用済みてんぷら油）の有効活用

《古紙等資源回収報奨金（再掲）》

廃食用油の集団回収活動を自主的に行う団体に対して報奨金を交付しています。

平成25年度では、2,497リットルの廃食用油が回収・再利用されました。

ごみの適正処理

H17（基準年）	H23	H24	H25		H32（目標）
環境美化里親制度（アダプト・プログラムまいづる）の参加者数（人）					
674	781	782	706		1,000
達成度（%）	78.1	78.2	70.6		100
パトロールによる不法投棄の発見数（件／年度）					
187	234	301	218		130
達成度（%）	55.6	43.2	59.6		100

● 環境美化活動の拡充

《環境美化里親制度（アダプト・プログラムまいづる）》



アダプト・プログラムまいづる

環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民との協働で環境美化活動を行うために、市民が道路等の公共施設の里親となってボランティア活動を実施する「環境美化里親制度」を平成13年度に創設しました。

里親である市民の役割を、散乱ごみの回収とごみの散乱状況の情報提供とし、市は里親の活動に必要な清掃用具の支給・貸与、ごみの回収など行うことで、その活動を支援しています。

平成25年度で、27団体5家族5個人が市内の14カ所で里親活動を実施しています。

《地域美化活動の支援》

自治会や老人会、ボランティア団体が実施する美化活動に、回収用のごみ袋の支給や収集されたごみの回収を行うなどの支援を行っています。

平成25年度は延べ314団体に支援を行いました。

● 海の美化保全

《環境美化区域の指定》

市民、事業者と一体となって、ごみの散乱等の防止に努めるとともに、地域の環境美化を促進し良好な都市環境を保全するため、昭和59年に「環境美化条例」を制定しました。

この条例に基づき、例年、海岸線の10地区を環境美化区域に指定。啓発看板の設置やごみの回収、広報パトロールを地域と一体となって実施しています。

《舞鶴の川と海を美しくする会の活動支援》

市内28地区の会と57の事業所（H26.4月時点）などで構成される「舞鶴の川と海を美しくする会」が、毎年6月と10月を美化強調月間と定め、関係機関と協力して全市的規模で河川や海岸などの清掃を実施しています。

平成25年度は延べ20,300人の参加がありました。市は清掃時の資材提供、清掃後のゴミ回収などの支援を行っています。



白糸中学校生徒による川の清掃

《まいづるクリーンキャンペーンの活動支援》



クリーンキャンペーン（東舞鶴）

「わたしたちのまちを、わたしたちの手で」を合言葉に、平成8年度から7月に全市一斉清掃日を設け清掃活動を実施しています。

平成9年度からは、「まいづるクリーンキャンペーン実行委員会」が主催者として実施し、市はゴミ袋の支給や清掃後のゴミ回収などの支援を行っています。

平成25年度は153組9,489人の参加申し込みがあり、一斉清掃当日には約28トンの散乱ごみが回収されました。

● 不法投棄の撲滅

《不法投棄防止パトロールの実施》

不法投棄を監視するため、市内を6コースに分けて昼間と夜間にパトロールを実施しています。

パトロール中にごみの投棄に遭遇した場合は、直ちに警察へ通報するとともに、証拠の保全を行うこととしています。

平成25年度は、昼間467回、夜間155回、計622回の巡回を行いました。

《監視カメラの設置》

不法投棄されやすい市内の数カ所に監視カメラを設置して、不法投棄を未然に防止するとともに、ごみの投棄の様子が撮影された場合は直ちに警察に告発することとしています。